

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年9月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000041号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000051号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月初旬から平成28年8月26日まで

A社に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者となった記録がない。

給与から厚生年金保険料が控除されていた可能性があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業主の回答及び同社の従業員の陳述により、入社日の特定はできないものの、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事業主は、同社は社会保険には加入していない旨回答しており、商業登記簿謄本で確認できる所在地において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社の事業主は、当時の資料は保有していないが、社会保険に加入していないことから、請求者の給与から厚生年金保険料は控除していなかった旨回答している上、請求者が請求期間当時の給与明細書として提出した120枚の書類(うち、4枚は支給月のみの記載)において、その記載内容から報酬及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者及びB市役所から提出された請求者に係る平成22年度から平成29年度までの課税証明書等においても、社会保険料控除に関する記載はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。